

9月22日 日本学術会議フォーラム報告

残された課題を議論する継続した取り組みを！

9月22日、日本学術会議講堂で《学術フォーラム 軍事的安全保障研究をめぐる現状と課題～日本学術会議アンケート結果を踏まえて～》が開催され、およそ150名が参加した。昨年9月、新たなメンバーで発足した第24期学術会議は、常設の「科学者委員会」で軍事的安全保障研究の問題を継続して議論することを決め、その第一歩として今年3月、全国の主な大学と国立研究法人を対象にアンケート調査を実施した。4月の総会でその概要報告がなされていたが、その詳細な分析を発表し議論する場として本フォーラムが持たれた。

フォーラムは次のように構成されていた。

第一部 挨拶・報告

趣旨説明（三成美保 日本学術会議副会長）

挨拶（山極壽一 日本学術会議会長）

軍事的安全保障研究に関する声明について（杉田

敦 第23期安全保障と学術に関する検討委員会委員長）

軍事的安全保障研究をめぐる現状と課題・アンケ

ートの分析結果から（佐藤岩夫 日本学術会議第

1部長）＊

第二部 取り組みの紹介

軍事的安全保障研究への対応に関する琉球大学の

取り組み（琉球大学一西田陸）＊

軍民両用技術（デュアルユース）に関する研究への

本学の対応について（関西大学一吉田宗弘）＊

「安全保障と学術」日本天文学会の取り組み（日

本天文学会一柴田一成・土居守）＊

第三部 パネルディスカッション

杉田敦、渡辺芳人名古屋大学教授、杉山滋郎北海道大

学名誉教授、千葉紀和毎日新聞記者、

司会 佐藤岩夫、

閉会挨拶 米田雅子 日本学術会議第三部幹事

このうち＊を付した報告は当日会場に配布された資料を日本学術会議のHPからダウンロードできる。

日本学術会議⇒一般公開イベント⇒2018.9.22⇒配布資料等

<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/gunjianzen/index.html>

なおあわせて軍事的安全保障研究に関しては下記参照。

<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/gunjianzen/>

今後軍事的安全保障研究について議論する科学者委員会のサイトは

<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kagaku/index.html>

＊については当日の報告もほぼ資料にそってなされていた。しかしそれ以外の発言やパネルの記録は11月15日現在、いまだに学術会議のHPには出ていない。このフォーラムはこれまでのまとめというだけではなく、「声明」をふまえ、残された課題は何か、今後どのように取り組むべきかを考える次のステップへの節目になるべきものであり、参加できなかった方々にも会議の詳細を素早く提供することも学術会議の責務ではないだろうか。それがなされていない中で、ここでは発言内容を起こし、限られた紙数に要約して皆様にお伝えする。ただ録音が聴きとりやすく省略した箇所もある。今後、学術会議から正確な報告が出されることを期待したい。

以下、資料が掲出されていない内容を中心に紹介する。配布資料を併せてご覧いただきたい。

《三成美保 日本学術会議副会長趣旨説明 要旨》

声明が提起した「適切性を技術的倫理的に審査する体制」について大学等がどのように取り組んできたかを調査した。学協会については今後調査する。

《山極壽一日本学術会議会長挨拶 要旨》

8月15日の追悼式で安倍首相と天皇陛下はともに平和を願われた。しかし平和の実現には様々な方法があります。オバマ前大統領でさえ2009年、オスロでのノーベル賞受賞講演で「戦争は人類の始まりからあった。この真実は別の真実、“いかに正当化しようと戦争は人間に悲劇をもたらす”を伴う」と演説しました。しかしこれらの前提となっている戦争と人間の本性に関する考えは間違っています。戦争は最初から人類に現れたものではありません。何百万年のうち、最後の1万年に現れたのです。それは化石標本からも、歴史の事実からも、私の霊長類の研究からも明らかになっています。

戦争は人間の本性でもなく、社会を維持する原動力でもありません。平和や調和を求めるのが人間の

本性であるという前提に立って考えねばなりません。ではどうすれば世界に真の平和をもたらすことができるのでしょうか。私たちはその答えをまだ手にしていません。しかし歴史に学び再び戦争の惨禍を繰り返ささないように、新しい平和への道を世界に示さねばなりません。

日本も平和を求める上で軍を用いた歴史を持っています。日清戦争と日露戦争は東洋の平和を目的とし、太平洋戦争でも東亜の平和が強調され、平和を達成するという方弁でアジアへ武器をもって進出することを正当化しました。その結果、多くの人々が戦火の犠牲となったのです。

その反省に立って 1950 年、日本学術会議は「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない」決意の表明を行い、また 1967 年にも声明を発しました。しかし近年、再び軍事的安全保障に関わる研究が目立つようになりました。それは暮らしを守り向上させる技術と、軍事にかかわる技術との境界が曖昧になったこと、武力の性質が大きく変化したことが主な原因です。科学技術に軍事と民事との明確な境界を設けることはもはや不可能です。学術が平和をもたらすためにどのような自覚と体制が必要かを真剣に問わねばなりません。

日本学術会議はこうした状況に大きな危機感を抱き声明を出しました。そして第 24 期科学者委員会はアンケート調査を行いました。このフォーラムではそれらの情報をもとに研究者はどのように研究を進めるべきか、幅広く議論してほしいと思います。

《杉田敦「軍事的安全保障研究に関する声明について」》

(氏は声明を段落ごとに読み上げながら話されたが、ここでは紙数の関係で絞って紹介する。)

出発点に動員されたことへの反省がある。科学者は動員された被害者であり責任がないという立場は日本学術会議は取らない。いかにして再び動員されないようにするか、それが日本学術会議の今後の出発点。装備庁の制度がきっかけになったことは事実だが学問研究の自律性をどう確保するかがテーマ。

二つの声明は一定の効果を持っていたが、再び学術と軍事が接近する事態がなぜ生じたのか。それは誰がどのように声明の趣旨を実現するかが明確ではなかったから。そこを分析し、声明の趣旨を実現するためには学問の自由を制度的に保障する研究機関あるいは学術共同体としての学協会の役割が大きいことを明確にし、二つの声明を継承するとした。

次いで声明の第三段落、「これを通じて」について。時々の社会からの負託に直接応答するというのではなく、学術の健全な発達を通じて社会からの負託にこたえるという立場。学術研究へ過度の介入するものとして、過去においては宗教などがあったが、現代史においては「政治権力」である。

研究資金のあり方。第四段落。成果は攻撃的な目的にも使用されるので入り口での審査を。

研究機関がなぜ審査権限を持つのか？ 個々の研

究者の研究の自由を奪うという意見があるが、憲法 23 条が「言論の自由」とは別にあるのは、個人の自由権保障とは別のものとして、学術研究を行うためには権力から独立した学術研究の場が確保されなければならないという認識を示している。それを制度的に保障するものが大学の自治である。科学者は一人で研究しているわけではない。研究環境が確保されることが必要で、それが大学などの研究機関の役割。研究機関はその維持の観点から、ある研究を運用することが適切か審査する権限を持っている。

成果の軍事転用の段階で止めればいいとの意見もあるが、現実には研究者が自分の発表した成果について流用を防ぐことは極めて困難である。

審査基準が抽象的というが必ずしもそうではない。装備庁の制度は軍事開発という目的のための基礎研究なので軍事的安全保障研究である。

第五段落 適切性の判断 学術会議の役割 企業の研究者をどう考えるかという意見があるが、ここでは大学等に焦点を当てた。

- 「自衛のための研究は必要」と言う議論について
- 1、全ての戦争行為は自衛のためとされている。
 - 2、どこまでが自衛の範囲か。安保法制にも関係して意見が分かれる。
 - 3、大量破壊兵器などを除くとすべての兵器は自衛目的にも侵略目的にも使用できる。自衛のためということは歯止めにならない。
 - 4、何より学術の健全な発展を保証する、ということが学術会議の立場。

《佐藤岩夫 アンケート結果分析》

(配布資料にアンケート結果のグラフや自由意見などが詳細に載っている。ここでは要点のみ記す。)

アンケートの回答は 135/183 (国立大 85.9% 私立大 70.5% 国立研究法人 41.9%)

軍事的安全保障研究に対する基本原則の有無
ある 43.7% ない 37.8% 検討中 18.5%

あると答えた 50 機関中、「声明」後に設けた機関が 19 機関であるのに対し、「声明」前 (1965 年～2017 年 2 月) に 31 機関が設けている。日本の大学等の研究機関がこの問題に長く地道に取り組んできたことも忘れてはならない。

声明への対応を行っていないと答えたのは 29.6% で、7 割が何らかの対応をしている。

軍事的安全保障研究についての審査制度については、25.9% が有ると答えている。

また「安全保障技術研究推進制度」への応募を認めたことがある研究機関は全体の 22.2% だが、国立研究開発法人では 30.8% となっている。

その応募に関する方針や審査制度があるところは 46/135 で 34.1%、その半数が声明をきっかけにして作っている。また検討中は 22.2% である。そのような手続きが存在せず検討もしていないのは全体の 30.4% だが、そのうち「応募の可能性が

ほとんどないから」と73.2%が答えた。このように検討していない理由が「一切認めない」「可能性がほとんどない」のであれば、審査制度を設けている大学が3割しかないと言ってよいか。

研究大学については軍事的安全保障研究との接点が多いので審査制度を設けたところが多い。国立研究法人は回収率が低く、基本原則があるところも3割と少ない。「声明」への対応を行っていないところが7割と多く、国立研究法人の難しい立場がうかがわれる。

全体としては「声明」に対し7割が何らかの対応をし、総じて真摯に受け止められている。軍事的安全保障研究への対応では、声明をきっかけに制度や手続きを創設・検討する動きが着実に広がっている。ただし検討中については結論を得る見通しが立っているのは4分の1。他大学や学術会議の議論を参考にしたい、様々な議論がありまとめるのが困難、等の理由が挙げられている。

(佐藤氏は自由回答に書かれている意見を具体的に示し、その多くは声明とともに出された「報告」で論じられていると語られた。その点についても配布資料に詳しい。)

《琉球大学の取り組み 琉球大学 西田睦》

(前半で米軍統治下の沖縄での琉球大学の歩みが語られた。)

2015.8 軍事防衛研究に対するスタンスとして「当分の間、差し控える」と決定。

2017.10「琉球大学の軍事的安全保障研究に関する対応の基本方針」を策定。

- 1 軍事利用を直接目的とする研究は行わない。
- 2 軍事関連の資金提供による研究は人道目的が明らかかな場合など極めて例外的な場合を除き行わない。
- 3 その他の研究も、成果が軍事利用される蓋然性の高い研究は学内の審査を受けねばならない。

2018.5「琉球大学軍事的安全保障研究への対応に関する規則」制定

- 3条 研究者は軍事目的の研究を行ってはならない。軍事的安全保障研究とみなされる蓋然性のある研究は委員会の承認を受けねばならない。

審査委員会の概要などは配布資料参照

《関西大学の取り組み 関西大学 吉田宗弘》

2015年度理工系の先生が応募し不採択→共同通信の調査に正直に答え、応募したことが全国に報道され、それを機に全学的議論となった。

16年12月方針公表

倫理規準 3条 (1) 人間の尊厳、基本的人権や人類の平和・福祉に反する研究活動に従事しない。
→軍事を目的とする研究を禁止。

3つの方針 装備庁への申請は認めない、国内外の軍事機関からの資金は受け入れない、企業からの受託研究については防衛目的であれば受け入れない

《日本天文学会の取り組み 柴田一成・土居守》

2017年6月日本天文学会代議員総会で、学術会議

会員の須藤靖さんが講演し問題提起。

天文月報に6名が連載

18年3月天文学会春季年会で「安全保障と天文学」特別セッション

18年4月Nature誌に天文学会が装備庁のファンドをサポートするという誤った記事が掲載され、抗議。Nature誌は後日撤回した。

18年9月天文学会秋季年会で「安全保障と天文学II」セッションを行った。

19年3月に学会としての声明を公表することを目標に議論を進めている。

《パネルディスカッション》

最初に3名の方がひと言ずつ述べられ、続いて司会の佐藤氏が整理した5つの論点を巡って話し合われた。その後会場からの意見を受け、最後にそれぞれがまとめの発言をされた。以下、議論の概要を要約して紹介する。

渡辺：寝た子は起こさずに、軍事研究はしたくないが機関決定するのはどうか、という大学執行部の考えもある。

杉山：1954年中谷宇吉郎が北大で米軍資金を使って研究したいと言いき大問題となった。その後運輸省の研究所でその研究を行ったら批判がやんだ。これはおかしいと思い軍事研究について研究を始めた。

千葉：「声明」は条件付きで賛同する。「声明」自体はいろいろな工夫があったと思う。現状追認になれば学術会議の存在意義はない。条件付というのは、ガイドラインが整はなければ過去の声明から後退すると思うからだ。今年2月、総合科学技術イノベーション会議に防衛大臣が入った。6月に総合イノベーション会議が開かれ、優先分野の一つが安全保障だった。科学技術政策の司令塔と基本戦略の両面で軍民共有の研究開発が奨励されており、局面が変わっている。アンケート結果は本当かなと思う。

論点1 軍事的安全保障研究をどうおさえるか

杉田：安全保障概念を整理し、人間の安全保障と区別される国家の安全保障のうちの、軍事にかかわる部分を問題にした。「報告」では軍事的安全保障研究をア、イ、ウで整理している。

- ア) 軍事利用を直接に研究目的とする研究
- イ) 研究資金の出所が軍事関連機関である研究
- ウ) 研究成果が軍事的に利用される可能性がある研究

ウにはなんでも入るとの批判もあるが、そうではない。デュアルユースはもともとある概念だが、それでも民生と軍事の区別がされているのはなぜか。区別は困難だが、区別がないということではない。この区別をどこに見出すか。ロボット研究についても、こういうロボットはまずいということ、学協会が議論を深めていただくしかない。AIのその研究分野について社会に提供してほしい。

杉山：連続性を意識する上でも軍事研究という言葉は私は使う。戦後、ずっと線引きは難しいと議論されてきたが、お金の出所で常識的に考える。しかし極めて基礎的な研究であればいいという意見が以前

からある。結局一つの基準でクリアカットに線引きすることは不可能。あまりにもクリアカットにしてしまうと必要以上に網をかけたり、科研費でやればよいとなるが、その結果はオープンになり、それを防衛省が利用することもある。線引きにこだわるのではなく、防衛省が行おうとする研究がどういうものか、それがなぜいけないのか、日本の安全保障の向上につながるのか、どうつながるのかを防衛省に説明してもらい、その点について議論する。それは相手の土俵に乗っかることでいかなものかという意見もある。その意見は1980年代からある。第5回科学者京都会議で、ヨーロッパの科学者の中で軍備の縮小につながる動きは良いのではという意見があり、それを受けて議論した。しかし今、軍備増強が続いている中で、下手にそういうことを言うことミイラ取りになる。今は言わないほうが良い。しかし若い人の意識はかなり違うのでもう少し安全保障のあり方と絡めて議論するほうが良い。名古屋大学の規定で、防衛省の資金を受けても人道目的ならばよい、例えば地雷の撤去技術など人の命を救う研究で成果がオープンされるならばよい、とされている。このタイプの議論を深めていく必要がある。地雷撤去でも本当にいいのかは問題となる。こういうことを具体例に即して議論すべきで、基礎研究だからどうと抽象的に議論しても始まらない。

渡辺：安全保障にも様々なことがあるので、「軍事的」という形で定義したことは意味があった。

千葉：軍事研究でよい。市民に分かりやすい言葉で。メディアも用語として定着しないと使わない。

論点2 入り口と出口

杉田：ガイドラインは一般的なものでなくても、ロボット研究の現状はこうなっており、こういうことにつながるなどを示してほしい。審査基準は学協会の対応を軸に。出口のところで規制するほうが確かに徹底するが、問題はそういうことをする手立はあるのかということ。マンハッタン計画などを見ても、いったん協力した後で科学者たちは抵抗できたか。始まった後で科学者の意向を反映することができるとは思えない。

渡辺：名大としては原則的には何が人道的かは例示しない。人道上の目的だから受け入れるということではなくて、こういうことで申請する場合は審査するという。地雷撤去についても、センサー技術で見つけて安全につぶすことができるという研究ができたときに、それを公開しなければ、日本と同盟国の武器になる。そういう研究が公開され、常にだれかが優先的な軍事技術を持つことにならないという限定を設ける、というような議論が考えられますよねということ。

千葉：学術会議は装備庁による介入が問題だというロジックになっている。大学によっては、介入が一切ない米軍資金はOKというところがあるが、市民感覚として理解に苦しむ。そこをどう考えるか？

杉田：報告では軍事的資金と民生資金の性格の違いを言っている。アメリカの場合は半分が軍事資金。日本はこれまで民生的資金中心で来た。それを軍事と二本立てに持っていくべきなのか、全体としての研究費のあり方の問題。米軍の資金を受け取れば、日本の研究費に占める軍事の割合が増える。それが良いことか否か。個別の大学にとっての合理性と全体の合理性、ミクロとマクロが異なり、大学としてはもらった方がいいということもありうる。しかし学術会議としては全体を考え、軍事的な割合が上がっていくと研究しにくい状況が増えていくことを問題にしている。その点もみていただきたい。

渡辺：その結果が軍事的に利用される可能性が高いということは、本人が申請しないと大学としてはわからない。ただ大学が軍事研究しないと宣言することは研究者にとっての歯止めになる。

佐藤：軍事的機関からの資金提供で許容されるものがあるのかという問題と、民生資金を利用したからと言って将来軍事利用されないとは限らないという問題がある。学術会議は、前者については軍事的機関からの資金は受けないという原則的な立場を明らかにした。そのうえでなお残る問題を審査制度で考えていく。入口のところで大きく網をかけ、そのうえで残る問題を審査制度で考えていく。

杉山：入り口だけでは不十分。出口を具体的にどうするか。個々の研究者が管理するのは不可能。一つの参考例は安全保障貿易管理。外為法に基づいている。経産省が何らかの基準を設けてこれはだめと網をかける。それに似たようなことを、研究開発の成果について幅広く、研究資金の出所にとらわれずにやることが考えられないか。ただ貿易管理は個人研究を禁止するものではなく、自分たちが使うのはOKだが懸念国に流出するのは防ぐということ。しかし日本の自衛隊が使うのもダメということですから安全保障貿易管理だけではだめで、日本の防衛省が使うこともチェックするような運用を考えねばならない。同時に、貿易管理は成果の公開の原則と抵触する。名古屋大の場合も完全にオープンにしてみれば懸念国にも行く。成果をすべてオープンにしてよいか。公開性をあまり強く言うのも問題。その2点を注意しながら貿易管理のようなものを防衛省に対しても考えていく。

佐藤：研究成果の公開の問題が出されたが、知的財産権を研究者自身が持つことが重要。研究者自身や研究機関が持つことで軍事利用にブレーキをかける重要な手段となる。どのような契約条件であるか、研究者は自分の研究をしたいということだけでなく、その成果について将来どのような権限を保持していくのかについても考えていく必要がある。

論点3 学問の自由

佐藤：「声明」は研究の自由の妨げになるのか。学問の自由は個人の自由権なのか。学術会議の立場は個人の自由に還元されない。

渡辺：研究者は一人で研究しているわけではない。軍事研究は嫌だという方も多い。ステークホルダーや関係者には、大学という性格上、様々な意見がある。留学生や反対の方がいれば、情報が漏れるかもしれないから参加しなくてよいという問題もある。

千葉：研究者を取材すると研究を自由にやってよいと考える方はたくさんいる。国家権力からの自由であり、好き勝手やってよいという子供じみた話ではない。そういうことをやりたいのであれば自分の金でやればよい。介入がなければ自由か、ということも単純ではない。米軍費も。お金が欲しいというのはよくわかるが。

杉田：日本に関して言えば原子力の軍事利用は原子力学会としてやらないとなっている。日本政府は原子力兵器自体を否定していない。核禁止条約に入らないように。原子兵器も平和のためという考え、核抑止力という考えも存在している。そう考えると原子力学会の立場も踏み込んだ自己規制といえる。明らかに悪用されること、人道に反することに限らず、役に立つかもしれないが危険性があることについても悪用された前例がある。科学者が軍事に動員された歴史があるが若い方々にはそういう感覚は共有されていない。それは70年前の話だという。そういう中で学問の自由についての考え方をどうするかは重要な課題である。

論点4 審査制度等の「標準モデル」「共通の指針」

佐藤：声明では学術会議と研究機関や学協会の役割分担を明確にしたが、学術会議としてもう少し踏み込んでほしいという切実な意見もいただいた。

杉田：学術会議は大学に対しこうしなさいと命令する立場ではない。行政機関に入っているが、もともとアカデミーとして形成された。日本の科学者を代表すると謳っているが、そう受け取るかは受け取る方の問題。そういう中で学術会議が天下りのガイドラインを示すことは反発を受けるだけである。またそういうものを創る能力があるか。各学問分野で、学会で、今何が危険なのかを議論していただき、各大学で制度を創る中で知見が蓄積されていけば、中長期的には方向性が下から形成されていく。その手助けをするのが学術会議の役割。その前提として「声明」で方向性は示した。将来そのディテールを創ることに参画していく。

渡辺：「声明」の前は大学の基本理念として世界の平和と人類の福祉、これだけで軍事研究をしないということは可能だったかもしれないが、実際には米軍資金などの問題も生じた。そういう中で名大では、大学のミッションにとってどうか、大学はどうするかという問いかけを1年半かけて行った。ルールを作ること、議論をしたこと自体が重要だった。「声明」は共有するが大学人が自らの判断をすることも重要だ。

杉山：ポイントは審査制度をどう運用するか。審査のプロセスを公開することが重要。その理由は3

つ。第一に審査したという形だけにするのではなく、緊張感をもって社会の批判に耐えられる審査をするため。第二にある大学が公開すれば他の大学がそれを参考に考えられる。第三にいくら慎重にしても失敗はありうるが、それを後に歴史的に検証できるようにするため。

千葉：標準モデルがどういうものがよくわからず、心配半分、期待半分。正直言うと藪蛇ではないか。メディアの間でも安全保障研究はやるべきだという論調もある。そういう中でガラス細工のように「声明」ができた。心配もある一方、期待もある。防衛省の金をもらう研究者に取材すると問題だと思っていない。自分がやっていることは変わらない、そのお金がどこから出るかというだけだとコメントする。軍の金なら問題で民生費ならOKという話でもある。審査が難しいのもよくわかる。基準のイメージはわからないができるのであれば期待したい。

フロアーからの意見

A：千葉さんは条件が整わなければ後退といったが私は前進だと思う。今、学生に平和を考える授業をしている。最初は、学生たちはわからない。歴史的な話、毒ガスを作った化学者のハーバーや731部隊などの典型例を話し、新潟大学の比較平和宣言について話すと、軍事研究反対がほとんどになる。歴史や典型例をもっと語るべきだ。また文科省の不正に対し大学が戦う姿勢を見せれば学生も変わる。

B：制度への参画状況が変化してきている。大学の応募は22件から12件に減ったが、今年3大学が採択された。一方公的機関や企業が増えている。学術会議は公的機関が軍事化にはまっていることについて何らかの警鐘をならしてほしい。大学を変質させることが難しい中で、政府は上から官邸主導で総合イノベーション会議に防衛大臣を入れた。山極さんもメンバーなので何らかの見解表明が必要。科学技術制度の骨格が変質している。

C：軍事的に利用される蓋然性を判定するのは難しい。安全保障貿易管理でも大量破壊に使われる懸念が高いものを判断しなさいと言われるが、野生植物研究者である私には判断できない。学内で判断するのは難しい。

D：学術会議声明が個人の研究の自由を奪うというのはすりかえ。国家権力、科学技術研究予算の軍事化からいかに個人の自由な研究を守るのかが学問の自由の意味。入口のところで、軍事研究費と科学研究費の予算の一体化が進んでいるがどう考えているのか。第3次海洋基本計画案では、総論で開かれ安定した海洋、守り抜く国と国民、各論では海洋状況把握、MEAの強化、と軍事化されている。宇宙基本法は16年の改正で宇宙安全保障強化が第一の目的に。原子力基本法にも12年に安全保障目的が追加された。これに対して反対声明を出さないと。

E：若手研究者の意識について。天文学会でこれからの天文学の中心を担う方が発言されたが、議論は

雑駁で表面的。しかしそれが若い学生に入っていく。今回の声明も含め、それがどういう方々の思いを込めて作られたか、という深いところで伝えていく必要がある。今回採択された大分大学の研究は福祉関連の技術のようだが、それが福祉で重要だとしても防衛装備庁は福祉のために採択したわけではない。次代を担う研究者に対して、学問が動員された歴史や権力とは何か、ということの怖さ、リアルな現実を若い研究者に伝える努力を。原子力学会の若手研究者へのアンケートでも、政府が核兵器開発を言えば従うという意見があった。そういう現実を見据えながら取り組みを考えていく必要がある。

パネリストからの最後のひと言

千葉：アメリカや中国と同じ土俵で日本が戦わないと引き離されるという危機感があるのだろう。軍事だけ考えているわけではない。軍民両にらみの研究が今後増えてくる。それを考えたうえで、学会の考えを打ち出してほしい。

杉山：アインシュタインやハーバーの例は今の時代にそぐわない。質が違う。古い事例をうちだすことは若い人たちに響かない。国の安全保障はいかにあるべきか、ということに対して、何が争点でどういう選択肢がありうるのか、を学術的レベルで国民に示し、考える基盤を創っていくことが大事。

渡辺：学会は国の政策に意見をいうべきだ。学会が言って結論が出る問題ではないとしても。

杉田：研究開発を他国と競争するうえで、軍事研究としてやる必然性はない。「声明」は大学自治に大きく期待するという形をとった。政府に対する提言とはしなかった。個々の研究者は立場が弱いので、単に個々の研究者の倫理性に期待するだけでは学問の自由は守れない。政府にも期待できない。だから大学や研究者コミュニティに期待した。もっとウイングを伸ばすべきというならば検討する必要がある。安全保障について検討するのは反対ではないが、研究費の問題とからめるのは危険。研究費は不足している中でお金をもらうのは良いという結論が見えてしまう。そこは切り離して、学術的な安全保障について検討することは必要。

《閉会挨拶 米田雅子日本学術会議第三部幹事》

問題提起をしたい。私は防災をやっている。今ミサイルが飛んで来たら、ここにいる皆様をどう守ろうかとずっと考えていた。防災をやっている人間はこの国をどうやって守るかを考える。その技術についてはもう少し真剣に考えてもいいのではないかと。

学会の1950年の声明が受け継がれて議論されているのは本当に素晴らしい。真剣に創った「声明」だが、それを受け継いでいきたい。私自身はもう少し自由があってもいいと思っていたが、よくわかった。目から鱗。この「声明」が広がっていくことを願っている。また科学者が読み返して自らを振り返るものとして貴重である。

フォーラムに参加して 私たちの課題

このフォーラムは、アンケート結果をふまえた議論の場とされ、山極会長も挨拶で「学術が平和をもたらすためにどの様な自覚と体制が必要かを真剣に問わねばなりません」と語るにとどまった。6月4日の毎日新聞インタビューで「各大学共通の指針作りも含め、声明をどう具体化していけるかを考えていく」と踏み込んだことと比べて、より慎重になっていると感じた。

その背景に発足後1年の24期学術会議で、この問題に対する共通理解が深まっていないこともあるのではないかと。この日の閉会挨拶で防災学が専門の米田氏が「この国を守る技術について、もう少し真剣に考えてもいいのではないかと」発言されたこともその表れだろう。しかしそのような方もこのフォーラムを通じて「声明」の理解が深まり、それを広めていきたいと考えられたとすれば、やはり私たちは、自衛のための研究は必要と考える多くの研究者と積極的に対話する努力を惜しんではならない。

そのためにも、杉田氏が声明の意味を改めて提起されたことは重要であった。特に「権力から独立した学術研究の場の確保を制度的に保障するものが大学の自治であり、研究機関はその維持の観点から、ある研究を行うことが適切に審査する権限を持っている」という視点を私たち自身が明確にし、各大学で、研究の自由を安易に語る科学者に対し、粘り強く働きかけることが求められている。

パネル討論ではいくつかの課題が浮かび上がった。杉山氏が指摘するように、防衛省が行おうとする研究がなぜいけないのか、安全保障のあり方と絡めて議論する時期に来ている。今年も防衛省は膨大な概算要求をし、武器を高度化しようとしている。何のための、誰のための武装なのか、それで本当に人々は安全になるのか、むしろ東アジアでの一層の軍拡競争をもたらし、平和がますます脅かされるのではないかと。そういう現実へのリアリティや危機感を若い研究者も持ってほしいと思う。

また人道目的というが、渡辺氏も指摘するように、地雷除去技術も単なる人道技術ではない。敵の地雷原を突破し攻め込む上で不可欠の技術であり、カンボジアの子どもたちを助けるために防衛省が金を出すわけではない。

研究の公開性の問題も、今後一筋縄ではいかない例が増えるだろう。2012年に東京大学医科学研究所の河岡教授らが、強毒性の鳥インフルエンザウイルスの感染の仕組みを解明し、「ネイチャー」に論文を掲載した。それは世界的な大流行を回避する予防ワクチン開発に道を開くが、大勢の死者を出す新型インフルエンザ病原体を作ることにも使える。そこで米政府は、生物テロに悪用されかねないと掲載前に「ネイチャー」に内容の一部削除を求めたことがあった。だがひとつの国家機関が規制を決めれば、その国だけがその技術を手中にし、悪用しないとは

限らない。公開の制限が必要か否かを検討するのは国家権力ではなく、学術を含む第三者機関であるべきだろう。国連がそれを担うことも考えられるが、WHO はチェルノブイリ事故の健康被害について原子力推進の IAEA の見解に従うという取り決めがあるように、国連においても学術は政治に従属している。そういう中で、日本でも AI やゲノム技術の軍事利用や公開の問題についての議論が急務である。

出口規制については安全保障貿易管理に類似した制度で本当によいか、可能か検討すべきだろう。

また今回は議論されなかったが産学共同を通じた軍事の浸透にどう対応するのも大きな課題である。昨年度から設けられたタイプ S に、今年は企業 5 件とともに海洋研究開発機構、理化学研究所が採択された。しかも企業 5 件には、すべて分担研究として大学や国立研究法人が含まれている。こ

れは産学複合体形成につながる動きとして警戒しなければならない。

このように様々な問題がある中で、学術会議科学者委員会が中心になり、継続的に議論するとともに、今回のような開かれたフォーラムを行い、市民社会との対話を通して議論を深め広げていかれることを望みたい。(軍学共同反対連絡会事務局長 小寺隆幸)



フォーラム参加者へのアピール
(学術会議会館前)

学生・院生、若手研究者論

赤井純治 (新潟大学名誉)

天文学会からの報告で、若手の中には軍事研究も構わないという意見が強いことが語られた。私もこの点については強い関心があり発言した。本稿はそれを補足するものである。

本題に入るまえに3点指摘する。千葉氏は安全保障技術研究推進制度の資金を貰った研究者の「これまでと同じ研究をしていて、資金の出所が変わっただけ。防衛省で何が悪い」という声を紹介されたが、これは研究者が倫理観、知性に関してあまりに無頓着であることを示している。この知性、倫理観の希薄化が大きな現代的な問題である。

また「声明」について千葉氏は、条件が整わなければ後退と発言されたが、私は「声明」は大きな前進で、これを手がかりに更に進めるべきだと思う。

パネリストから、軍事研究への対処を各大学が社会的に発信すると文科省から運営費交付金のことで睨まれるから気にする、との状況説明があった。今や日本の大学の研究条件は先進国で最低で論文数も伸び悩んでいる。このままでは日本の学術は沈没する。ノーベル賞受賞者もこの趣旨の発言をしている。運営費交付金増、大学の研究環境改善は正当な要求で、この正当なことをきちんと声に出して言う、闘い取ることが各大学や学術会議の課題ではないか。大学がそろって声をあげ、正当なことを当然のこととして主張しないから若手も、正論でなく、なんとか自分ひとりだけでも生き延びる策を考えないと生き残れない、と軍事研究にも安易になる。

さて本論の若者論に入ろう。若手研究者・学生・院生の軍事研究是認の風潮についてパネリストからも指摘されていた。これについて新潟大学の経験を紹介したい。

私はオムニバス方式の「平和を考える」という150人クラスの講義を年に2つ担当している。各2~3回を担当し、核兵器、広島・長崎の被爆の実

相、軍学共同問題などを深く取り上げる。最初学生は殆ど何も知らない。しかし軍学共同の何が問題か、関連して朝鮮半島の情勢・今の政治情勢、核兵器廃絶課題等にも触れ、歴史的な典型的な事例(原爆開発、第一次世界大戦の時のフリッツ・ハーバーの毒ガス開発、731部隊、九大の生体解剖事件など)や戦争の背景にある軍産複合体の歴史と現状にふれ、広島での被爆体験も聞いていく。さらに貧困な大学予算、大学をとりまく動き、法人化後の悲惨な状況、国際比較等も話す。また新潟大学では、1988年、教職員の過半数で非核平和宣言を制定し、軍事研究を拒否しようと呼びかけ、平和への取り組みもこの講義を始め、熱心にやって来た大学であることを話す。そうすると軍事研究はすべきでない、軍学共同は反対、非核平和宣言はすばらしい、その新潟大に入って良かったといった感想が多数をしめる。その感想にコメントをつけて次の講義で学生に配布する。少数意見も紹介する。こうして紙上討論、双方向の授業となっていく。これらの意義については赤井2014『地球を見つめる平和学』新日本出版を参照してほしい。

《学生の感想より》

・日本は被爆国でありながら戦争の道へと歩んでいる気がする。だれかが声をあげなければこの状況はかわらない。しかし、その誰かが声をあげることがむずかしくなっているのも事実。マスコミも政府の犬と化し大学さえ研究費はけずられ、軍事研究へと…。しかしこの状況下でも声をあげつづけている人がいる。私たちはこうした人を全員で守り、戦争の悲惨をかたりつがなければならない。もういちど日本を平和への道へと方向転換しなければならない。

・新潟大学が非核平和宣言をしていることに誇りをもちました。

・大学における研究費がかなり少なくなっている現在、軍事研究をすることで大量の研究費をもらうことができる。しかし、軍事研究を行うことは被爆日本の憲法9条

に少なからずひっかかることではないかと考える。

・新潟大学で平和に対する取り組みや委員会の設置を知った。学生一人の力でも平和のために貢献できると知り、自分も積極的に活動、勉強していかねばならないと感じました。

・大学教授のようなお金のない科学者にお金を使って、軍事研究させているのは悲しい。将来のため、生活が良くなるため、研究している人がたくさんいると思う。軍事につながることをのぞむ人は果たしているだろうか。

・日本は一度犯した過ちをまた繰り返そうとしており、それに反対する立場の人の少なさにおどろいた。戦争はとても悲惨なものであり、それをまた起こさせるような行動を我々は行っていることに気づいて欲しい。科学は決して、軍事目的で使われるのではない。しかし自分の大学は反対の意を示しており、それを誇らしく思った。

・これからの未来を担う立場にある私たち若者が「よく知らない」「わからない」ではすまされない。

・なんだかすごくショックをうけた90分でした。

・軍学共同しない大学にいることの意味を考え、自分に何ができるか考えて行きたいと思った。

・今平和が危ないというのはどういうことか最初はわからなかったが、講義を聞いてどういうことかわかった。

・日本人として何かプライドをもつとしたら、絶対戦争しない、武器を持たないという意識をもつことだ。

以上、学生の意識についてふれたが、この状況はそのまま、若手研究者の意識を考えるうえでも参考になると思う。若者・学生は今の戦争と平和に関する情勢や、動き、大学での軍事研究の進展状況、歴史における科学と戦争の関わりなど、ほとんど知らない。彼らにこれについての十分な（最低限の）知識を与えることがまず重要。同時に、その状況にどう立ち向かうか、教員自身が考え行動する姿勢があるかが問題。上記運営費交付金の話とも通じるが、不当なことを許さない姿勢、実際に声をあげ闘う姿勢を示すことが、学生の共感を得る。学生は教員の背中をみる。昔、学生運動等あったころは、学生の中に不当なことを許さず正義へむかう意識があり、その正義論にみんながついてゆく状況があった。今、それが弱い。ならば教員がそういうスタンスでやっていかないと学生は動かない。私も軍学共同などとても許せないという姿勢で話すものだから、それに共鳴し大多数が軍学共同はあってはならないというクラスを感じる。

クラスの中で、ある程度十分な情報をえて、科学と戦争の関わりや歴史を学び、また平和のために闘っている人たちがいる、平和を重視して来た大学もあるという事実から力を得ることが重要。教員がこのような姿勢で加わった徹底的な全体討論を行えば、クラスの多く、少なくとも過半数は軍事研究反対の

意思になると予想している。

私の講義は1,2年生主体だが、この延長として、大学院生、若手研究者の意識も考えうる。すぐにアンケートをとり、こういう傾向云々と論議するのは早計というもの。全体構図をこのようにとらえ、若者の意識を変える変革の実践が求められている。

しかし学生生活でそのような考えが続くとは限らない。講義期間が終わり、周囲に世慣れた人がいて現実に妥協する風潮があったり、厳しく倫理を考えるよりはちやほやする教員が周囲に沢山いるかもしれない。大多数の友人の考えも影響して、そんな日常性に意識が埋没してゆきがちになるだろう。このような議論が周囲で続くこと、平和のために努力する仲間がいること、あくまで個人の主体性を貫くことが大きい。

上記講義では、新潟大学非核平和宣言があり、新潟大には、（正確には1988年制定当時）過半数の教職員がそういう考えであることが支えになっている。そういう人がいなければ、いきおい、現実的な対処に傾きがちともなろう。正当な運営費交付金を増やせということでも闘わず、ともかく研究したい、生活のためにも研究費が欲しいとなって、現実的な安易な対処に傾く人も出てくる。

その時に使われる自己弁護のための論理が、“軍事的安全保障や防衛研究については個人の自由であり、政治的判断が入り個々人で異なるものである。このことに一律に上から判断を押し付けるのは政治性が強く問題である”といった考えである。これは、大学と平和のあり方の深い議論、科学とはそもそも何かと問うことや研究者倫理の視点を避けた、知性を重んじるべき大学組織としての議論を否定する単純化の謬論であり、危険な方向である。この論点に関連して逆に突き詰めれば、この社会では全てのものが政治性を帯びている。我々の立場も、平和を求める大多数の国民・人類の意思に沿うという政治性である。今、国民がそのことを明らかに意識しているかどうかは別として（騙されているかもしれないが）、軍学共同が戦争につながるか否か、それに協力するか否か、戦争を科学が一層残虐化するか否かなどを、過去の歴史に照らし、現代の知性で深く考察し、また未来の歴史が証明するという視点で考えられるかどうかである。

軍学共同についての脱政治、個人の自由という主張・イデオロギーは、客観的には、防衛装備庁が喜び、現政権が歓迎し、右翼勢力も一部賛同し、軍産複合体の益に資する議論になっているという客観的な事実を見るべきことを指摘しておこう。

軍学共同反対連絡会

共同代表：池内 了・野田 隆三郎・西山 勝夫

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>

軍学共同反対連絡会事務局

▶事務局へのメールは下記へ 件名に【軍学共同反対連絡会】と明記してください。

小寺 (kodera@tachibana-u.ac.jp) 赤井 (ja86311akai@gmail.com)